

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」(素案)

1 目指す姿と制定の目的

町田市では、1996年に子どもが中心となって起草した「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、先駆的な取り組みを行ってきました。このことがユニセフ日本協会に評価され、全国で5自治体のみが承認を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業」の実践自治体として活動を行っています。

これまでの取り組みを継承し、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を実現することを目指して、「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の策定に向けた検討を行っています。

本条例は、「児童の権利に関する条約」にある4つの「子どもの権利」について、子どもにも大人にもわかるよう示し、その権利を守るための大人の責務を明確にしています。

保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人は、一人ひとりが「子どもの権利」を理解して、互いに支え合うことで「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

そして、本条例が“子どもが幸せになるために、私たち大人は何ができるのか”について、それぞれの立場で考える契機になればという思いも込めています。

「子どもの権利」とは

18歳未満の児童(子ども)の基本的な人権を国際的に保障するために、1989年の国連総会にて「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。

条約で定める権利を大きく分けると、子どもの権利は、大きく次の4つに分けられます。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

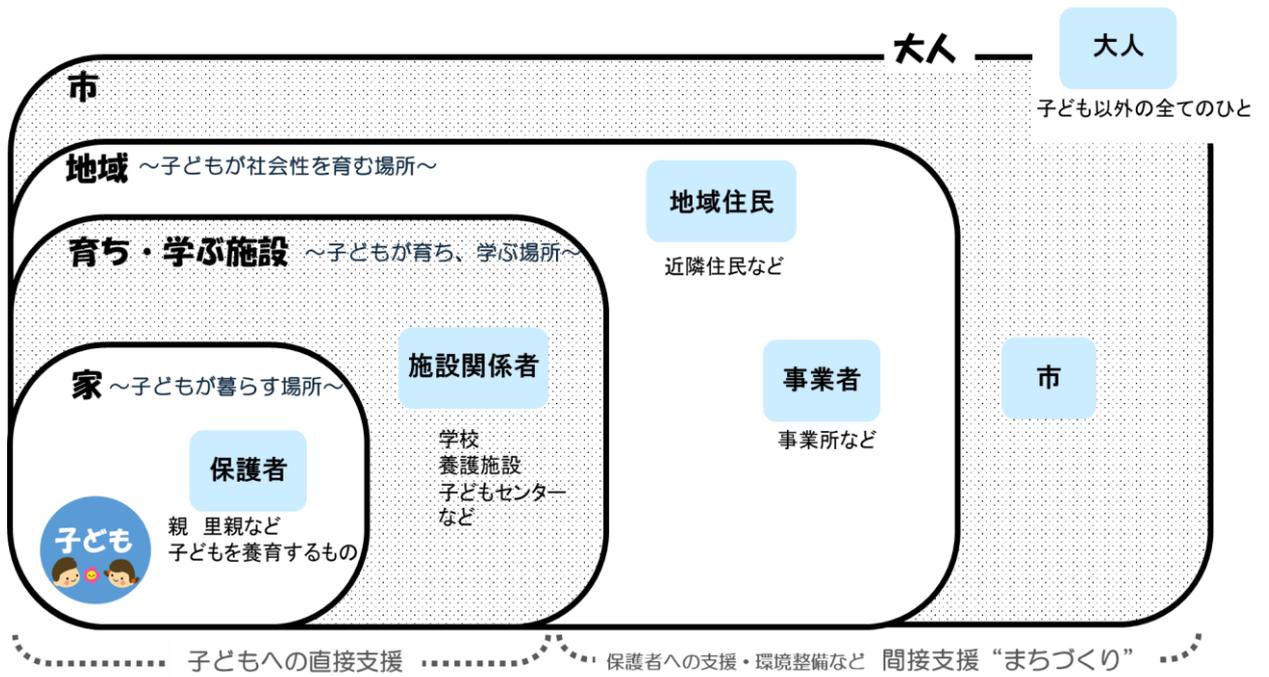
紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ)

子どもと大人の関わりのイメージ



2 条例の構成

本条例は、前文及び本則5章21条で構成しています。

前文は、町田市が目指す「子どもにやさしいまち」について、一人ひとりがイメージするきっかけとなる文章にするため、現在検討を進めています。

前文の意見募集につきましては、後日広報まちだや町田市ホームページ等でお知らせします。

第1章（第1条～第2条）総則では、条例の目的と用語の意義について定めています。

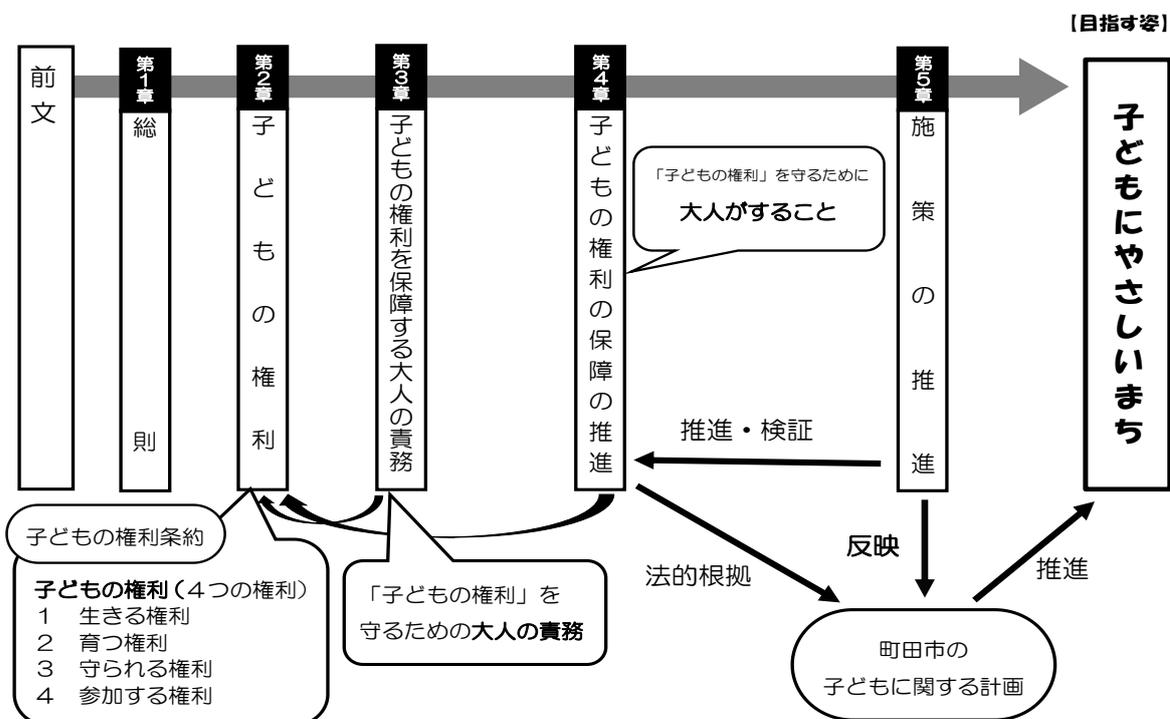
第2章（第3条～第6条）では、「子どもの権利」について定めています。

第3章（第7条～第12条）では、第2章で定めた「子どもの権利」を踏まえ、「子どもの権利を保障する大人の責務」について定めています。

第4章（第13条～第19条）では、第2章の子どもの権利、及び第3章の大人の責務を踏まえ、市・保護者・施設関係者・地域住民・事業者が「子どもの権利」を守るために行うことについて定めています。

第5章（第20条～第21条）では、条例の運用・検証について定めています。

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の体系図



3 条例の名称及び条文

(1) 本条例の名称

町田市子どもにやさしいまち条例

【解説】

本条例を制定することにより、「子どもにやさしいまち」を実現していくことを表しています。

「子どもの権利」が守られ、かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

子どもの視点に立つ姿勢を心がけ、子どもの最善の利益のために、町田市はこの条例を制定します。

(2) 本条例の条文

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が図られ、互いに支え合い、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

【趣旨】

条例を制定する目的と目指す姿について定めています。

【解説】

「子どもの権利」を明らかにし、「子どもの権利」を守るために大人の責任を明確にします。「子どもの権利」が守られ、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 町田市（以下「市」という。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

【趣旨】

条例に用いられる「子ども」「保護者」「施設」の3つの言葉の意味について定めています。

【解説】

「子ども」とは、町田市民であるかを問わず、遊びや通学などの一時的な滞在も含む18歳未満のすべての人をいいます。この他に市長が適当であると認めた場合は、18歳以上の人についても含まれます。

「保護者」とは、親や里親の他、親に代わり子どもを養育する人をいいます。「施設」のうち児童福祉施設とは、児童養護施設や保育所などです。学校とは、小中高校や幼稚園などです。社会教育に関する施設とは、図書館や美術館などです。そのほかに、児童館や学童保育クラブなど子どもが利用する施設も含まれます。

第2章 子どもの権利

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」という。）を受けず、放置されないこと。

【趣旨】

安全な環境で安心して生きるために保障される権利について定めています。

【解説】

子どもが安全な環境で、安心して生きるための権利です。ただ生きるというだけでなく、愛されて大事にされ、心身ともに健康に生活できることを表しています。

(育つ権利)

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。
- (3) 個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分であることができること。
- (4) 成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

【趣旨】

健やかかつ豊かに、一人の人間として成長するために保障される権利について定めています。

【解説】

様々な経験をすることで子どもが豊かに成長するための権利です。また、一人ひとりの個性が受入れられ、ありのままの自分であられるよう、悩みの相

談など、必要な支援を受けられることを表しています。

(守られる権利)

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 子どもであることその他いかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報を不当に利用されないこと。
- (5) 障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

【趣旨】

心身とも健康に生きる権利や豊かに育つ権利の侵害から守られることが保障される権利について定めています。

【解説】

暴力や虐待を受けたときに、相談や助けを求めることができ、安心して、学び健やかに成長することを妨げる状況から保護され、いかなる理由でも差別や不当な扱いを受けないことを表しています。また、子どもが自分に関する情報を不当に利用されず、生活や成長などが妨げられないための支援を受けることを表しています。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分にかかわることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」という。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。
- (2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。
- (3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

【趣旨】

意見表明の機会や自分にかかわることについて参加するときに保障される権利について定めています。

【解説】

子どもが自分のこと、自分にかかわる事柄について意見を言う機会を与えられ、その意見が尊重される権利です。また、意見を形成するために必要な知識や情報を得ることができ、自分の意思で仲間と集い、様々な活動を行うことが出来ます。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にする豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

【趣旨】

「子どもの権利」を守るために、子どもの以外の全ての人の責務について定めています。

【主体】

大人（子ども以外の全ての人）

【解説】

大人は、子どもが幸せに暮らせるように、「子どもの権利」を守ります。また、子どもが「子どもの権利」を理解し、自分も他人も大切にする、豊かな感性や価値観をもつ人間に成長できるよう手助けします。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

【趣旨】

子どもの第一義的な養育者である保護者の責務について定めています。

【主体】

親、里親、養護施設の養育者など

【解説】

保護者は、子どもが幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、子どもにとっての最善の利益を考えて子育てを行います。また、子育ての悩みや心配事を保護者だけで抱え込まず、必要に応じて市に相談したり支援を求めて子育てを行います。

(施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

- (1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。
- (2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。
- (3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。
- (4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

【趣旨】

子どもが育ち学ぶための施設で、子どもに関わる大人の責務について定めています。

【主体】

児童養護施設、保育所、小中学校、幼稚園、図書館、博物館、児童館、学童保育クラブなどの職員

【解説】

施設関係者は子どもが安心して過ごせる場所をつくります。また、学び、遊び、失敗など様々な経験を通して、子どもが成長していけるように支援を行います。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもがありのままの自分でいることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。
- (2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

【趣旨】

子どもを見守り育てる地域で子どもに関わる大人の責務について定めています。

【主体】

近隣住民、子どもの生活圏にいる大人

【解説】

地域住民は、地域のなかで、子どもがありのままの自分でいられる場所や、色々な人と触れ合える場所をつくります。また、市が行う子どもが健やかに成長するための子育てしやすい環境づくりに協力します。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

- (1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。
- (2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。
- (3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと。

【趣旨】

事業者を通して子どもに関わる大人の責務について定めています。

【主体】

事業者

【解説】

事業者は、子育てと仕事の両立ができる職場環境をつくります。また、働く子どもの権利が守られるよう配慮します。

(市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施します。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行います。

【趣旨】

行政として「子どもの権利」を守る市の責務について定めています。

【主体】

市

【解説】

市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携、協力して、行政として「子どもの権利」を守るための取組みを行います。また、条例にかかげる「子どもの権利」を守るため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が責務を果たせるように支援します。

第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

【趣旨】

「子どもの権利」について、広報啓発活動を行うことや、他自治体と連携し、協力することについて定めています。

【主体】

市

【解説】

市は、「子どもの権利」を守るために、大人にも子どもにも「子どもの権利」を知り、理解してもらえるように周知及び啓発活動を行います。また、町田市以外でも「子どもの権利」が広く守られるよう、他の地方公共団体との連携、協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

【趣旨】

「子どもの権利」の侵害を防ぐことや、危険にさらされている子どもを助け、支援をすることについて定めています。

【主体】

市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者

【解説】

市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、子どもへの暴力等による「子どもの権利」の侵害を防ぐとともに、早期発見に努めます。

市は、子どもが暴力等の「子どもの権利」の侵害を受けたときに、相談や助けを求めることができる体制を整えます。

市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを速やかに助けだすため、関係機関と連携、協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

【趣旨】

有害または危険な環境から守ることについて定めています。

【主体】

市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者

【解説】

市、保護者、施設関係者、地域住民、事業者は、有害又は危険な環境から「子どもの権利」が侵害されることを防ぐために安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

【趣旨】

子どもが安心して過ごし、豊かに成長できる居場所を確保することや、成長に応じた支援をすることを定めています。

【主体】

市、保護者、施設関係者、地域住民

【解説】

市、保護者、施設関係者、地域住民は、子どもが自分らしく過ごし、仲間と集える居場所づくりを進め、多様な人々との交流や様々な体験ができる機会を提供します。また、子どもの成長に応じた助言や支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

【趣旨】

子育て家庭等への支援を行うことについて定めています。

【主体】

市

【連携・協力】

施設関係者、地域住民、事業者

【解説】

市は、保護者に必要に応じて経済的な支援や、社会的な支援を行い、施設関係者、地域住民、事業者と連携、協力して、子育てしやすい環境づくりを行います。また、障がいのある子どもや経済的な困難などを抱えている子どものいる家庭の把握に努め、施設関係者や地域住民と連携、協力して支援を行います。

(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

【趣旨】

子どもに意見表明・参画の機会を提供することについて定めています。

【主体】

市、施設関係者、地域住民

【解説】

市は、子どもの意見を市政に取り入れるため、意見表明や参画の機会を子どもに提供します。また、施設関係者や地域住民は、施設の行事や地域活動において、子どもが意見表明や参画の機会がもてるよう努めます。

(子どもへの情報発信)

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」という。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

【趣旨】

子どもに関わる活動に参画するために、必要な情報を発信することについて定めています。

【主体】

市、施設関係者、地域住民

【解説】

市、施設関係者、地域住民は、子どもが市政や子どもに関わる活動に参画し、意見等を言うことができるよう、必要な情報を子どもの状況や場面に応じてわかりやすく発信します。

第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」という。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

【趣旨】

子どもに関する施策や計画について定めています。

【主体】

市

【解説】

市は、「子どもの権利」が守られて、「子どもにやさしいまち」を実現するため、子どもに関する計画を策定し、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

【趣旨】

子どもに関する施策等の検証について定めています。

【主体】

市

【解説】

市は、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、子どもに関する計画や施策の効果について定期的に検証し、公表します。検証にあたっては、町田市子ども・子育て会議に諮り、助言や提言をもらいます。

— 参考 —

条例の制定について

条例とは、地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定する法形式の1つです。地方公共団体が条例を制定するときは、議会の議決によらなければなりません。

条例の効力は、長がこれを公布し、施行されることによって生じます。